

第 49 期

事業報告の会社の体制および方針
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
計算書類の株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

株式会社サガミホールディングス

会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「内部統制システムの基本方針」の一部改訂について2015年5月12日開催の取締役会で決議し、2016年6月29日開催の取締役会で見直しの決議を行っております。その内容は以下のとおりであります。

I. 取締役および使用人の職務遂行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人一丸となって法令遵守を徹底すると共に企業倫理の確立に努めるため、グループ倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めている。また、その徹底を図るため、内部統制・監査室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同室を中心に役職員教育等を行う。社内におけるコンプライアンスの状況の監査は、内部統制・監査室並びに四半期に1回開催されるコンプライアンス委員会が実施する。これらの活動は、取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

グループ文書管理規程に従い、取締役会議事録・稟議書等取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、内部統制・監査室がガイドラインを制定し周知徹底させると共に、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。さらに当社及び子会社の連携により当社グループのリスク管理を行う。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、原則毎月1回定時取締役会を開催し、さらには原則毎週1回のグループ経営会議を開催し、活発な議論を通じて経営上の意思決定を行う。また、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程により、取締役・使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

V. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グループ倫理・行動憲章及びコンプライアンスマニュアルを適用する。原則、毎週1回グループ経営会議を開催し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議を進めると共に、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。監査役は連結子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報交換を行うと共に、子会社の会計に関する監査及び業務連携を行い、その業務の適正さを確保する。また、内部統制・監査室は当社グループの監査役と連携し、当社グループの業務執行の適法性・効率性の実施状況を監査する。

VI. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社グループは、監査役から監査業務を補助するために使用人の配置要請があれば応えるものとする。その人選、人員については、監査役会と取締役会にて協議するものとする。監査役から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役からの指揮命令を受けない。また、当該使用人は、監査役の職務遂行を補助することについて、監査役の指揮命令下に置くものとする。さ

らに人事については、常勤監査役と協議を行い独立性についても十分留意するものとする。

- VII. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を遵守する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。また、公益通報者保護法の施行を受け、情報提供の窓口を内部統制・監査室として、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行うことについての手続き及び情報提供者の身分保障を社内規程に定め、不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- VIII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、必要に応じて随時代表取締役と会合を持ち意見を交換しており、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見を交換することとする。また監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に必要に応じて会計監査人に意見を求める。さらに監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、外部の専門家を任用するための費用を会社に求めることができる。加えて内部統制・監査室とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて内部統制・監査室に調査を求めることができるものとする。

- IX. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制・監査室を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及び当グループ会社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。また、継続的な評価を実施し不備が発見された場合には必要な是正を実施し、内部統制が有効であるという体制を確保する。

- X. 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、グループ倫理・行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。」と定めており、不当請求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に取り組む。当社は平素より、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課、暴力追放愛知県民会議、外食産業暴力対策協議会、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

I. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 「2018年度サガミグループ基本方針」の中で法令遵守の重要性及びその励行について記載されており、グループ基本方針発表会で代表取締役社長よりその内容の説明が行われている。
- ② 当社グループでは「グループ倫理・行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」が制定され、グループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。
- ③ 内部統制・監査室において、ワークフローシステムを利用した全社コンプライアンス学習が原則年2回実施されている。
- ④ 半期毎に開催される三様会議において、監査役と監査法人及び内部統制・監査室の三者間で情報の共有が図られている。
- ⑤ 四半期に1回、取締役会にてコンプライアンス委員会が開催され、内部統制・監査室より報告が行われている。
- ⑥ 月1回実施されるグループ経営会議内定期監査報告会で内部統制・監査室より監査報告が行われている。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① グループ文書管理規程がグループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。
- ② 書面決議については別途議事録を作成。ワークフローシステムにより電子データとしても保存されている。
- ③ ワークフローシステムによる稟議書決裁・保存処理を実施。同システム導入前の稟議書はPDF文書で保存されている。
- ④ 取締役会議事録は社内金庫に保管している。

III. 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

- ① 当社で起こりうるリスク一覧をグループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。
- ② コンプライアンス委員会で「サガミグループリスクマップ」が承認されており、毎年改定が行われている。
- ③ 「財務報告リスク情報管理規程」が制定され、全従業員に該当する事象が発生した際の報告書提出が義務付けられている。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会、グループ経営会議とも原則通り開催されている。
- ② 組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を制定し、業務の効率化を徹底している。

V. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ倫理・行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」はグループウェア内で全グループ従業員が閲覧できる状態になっている。
- ② グループ経営会議が、原則週1回開催されている。
- ③ サガミレストランズ、味の民芸フードサービス、サガミマネジメントサポート、サガミインターナショナルの各監査役は当社の監査役に兼任している。またサガミフードの監査役は当社経営企画部部長が兼任しており、随時情報交換を行っている。
- ④ 内部統制・監査室は各グループ会社の本社、営業店舗、工場の実査を実施しており、その情報を監査役と共有している。

VI. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並び

にその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役からの要請で監査役スタッフを配置しており、監査役の業務遂行の補助役として努めて
いる。

- VII. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 四半期毎に開催されるコンプライアンス委員会（監査役はオブザーバーとして参加）で、内部統制・監査室よりコンプライアンス違反事例等について報告が行われている。
 - ② 監査役は、取締役会やグループ経営会議等重要な会議に出席し、審議事項の情報を共有している。
 - ③ 半期毎に開催される三様会議（監査役、監査法人、内部統制・監査室）において内部統制・監査室より内部監査の状況についての報告が行われる。また、月1回実施される定期監査報告会で内部統制・監査室より監査報告が行われており、その他にも随時内部監査の報告が内部統制・監査室より行われている。
 - ④ 当社グループではグループ公益通報者保護規程が制定されており、グループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。
 - ⑤ 賞与支給明細書等で公益通報窓口の連絡先や通報者の保護について従業員に周知されている。
 - ⑥ 公益通報の内容等は、月1回開催される定期監査報告会及び四半期毎に開催されるコンプライアンス委員会で、内部統制・監査室より報告が行われている。
- VIII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 原則毎週開催されるグループ経営会議に監査役が出席し、意見を述べている。
 - ② 期中・期末監査時において監査役と会計監査人の情報交換が行われている。また必要に応じて会計監査人と会合を行っている。
 - ③ 毎年会計監査人より監査概要報告を受け、報告書を受領している。
 - ④ 四半期毎に会計監査人よりレビュー結果概要報告を受けている。
 - ⑤ 常勤監査役が原則週1回内部統制・監査室と会合を持ち、取締役会・グループ経営会議における審議事項について報告を行うと共に、内部統制・監査室から臨店監査の報告等を受ける等の情報共有を図っている。
- IX. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社グループは、内部統制・監査室を設置している。
 - ② 財務報告の信頼性を確保するため、「サガミグループ財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき内部統制・監査室が当社グループの評価を実施し、会計監査人の監査を経て、有効である旨の内部統制報告書を提出している。
 - ③ 内部統制評価に関しては、毎年「内部統制評価の基本計画書」を制定し、それに準拠した評価を実施している。
- X. 反社会的勢力を排除するための体制
- ① 当社グループでは「グループ倫理・行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」が制定されており、グループウェア内で全従業員が閲覧できる状態になっている。
 - ② 担当取締役及び管理部社員が当該各機関の会合に随時出席し、情報共有を図っている。
 - ③ 新規取引先との契約書には反社会的勢力排除に関する記載を盛り込んでいる。

(3) 株式会社への支配に関する基本方針

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、「敵対的買収」であっても株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には当社株主様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社株式に対する大量買付等が行われた際に、買付等に応じるべきか否かを株主様が判断、当社が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保、株主様のために大量株式取得者等との交渉等を可能とすることで、当社の企業価値・企業業績の向上、株主共同の利益の多大な損失を回避するために、買付等を抑止するための枠組みとして、当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本プラン」という）の導入が必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、2007年4月19日開催の第37期定時株主総会において本プランの導入をご承認いただき、2010年4月15日開催の第40期定時株主総会、2013年6月26日開催の第43期定時株主総会、2016年6月29日開催の第46期定時株主総会において一部修正し、継続することをご承認いただきました。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値について

当社は、飲食店の経営やその関連サービスを通じ、「食と職の楽しさを創造し、地域社会に貢献する」企業を目指し、また株主優待制度や配当による株主様への利益還元を行えるように日々、業績の改善と向上に取り組んでおります。これらの企業活動を実現するためには、「うどん・そば・みそ煮込と価値ある商品」「ゆっくりと食事していただける空間」「行き届いた接客・サービス」を提供し、お客様、お取引先様に「ありがとう」と言われ続ける必要があります。そして、売上高の拡大と利益の確保が、従業員とその家族の生活を潤すだけでなく、株主様への利益還元と内容の充実をもたらし、ひいては企業価値の向上に繋がるものと確信しております。そこで、当社は中長期的な政策を実現するために「No.1 Noodle Restaurant Company」をメインビジョンに掲げ、企業業績の拡大、企業価値の向上に向けて様々な政策を推進しております。当社の主力業態である「和食麵処 サガミ」は全店に「そば」を製麺する設備を有し、各店で製麺作業（一部のそばを除き）を行い、また「だし」につきましても、本来の風味を損なうことがないように、各店で毎日だし取りを実施しております。

このように「和食麵処 サガミ」は49年間変わることなく、麵に対するこだわりを大切にすると共に「麵+和食」をテーマに価値ある商品を提供しております。また、セルフサービス麵類店の「どんどん庵」は低価格に加え、待ち時間が掛からず食べたい商品を欲しい分だけ選べる等、お客様の状況や動機に応じて、ご利用いただける業態を展開しております。手延べうどんと和食の「味の民芸」は、和の伝統である「手延べ製法」のうどんと、毎日各店で「だし」を取ることで、「おいしさ」にこだわりを持ち、料理の提供に努めております。

また、当社を取り巻く環境は、継続的な政府の経済政策や景気回復などを背景に緩やかな回復基調で推移したものの、海外の政治動向や地政学リスクの高まりによる影響が懸念されるなど、引き続き不安定な状況にあります。外食産業につきましても、原材料費の値上がりや、労

働需給の逼迫による人件費の上昇、物価高による消費者の根強い節約志向等の影響、更には、中食需要の高まりを受け、小売業を巻きこんでの食市場の争奪戦となっており、依然として厳しい経営環境が続いております。かかる環境下、当社におきましては中長期にわたる企業活動の継続と発展を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、更なる経営改善が必要であると判断しております。そこで、当社は、グループ経営の効率化や社内組織の抜本的な改革、更には経営計画達成のために取り組み内容を見える化したKPI（重要業績評価指標）を導入しております。これらを確実に遂行することで、企業活動の継続と発展を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと確信しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する主な取組み

当社は、株主様に対して経営の透明性を図り、経営環境の変化に即応し、社会的なスタンスから企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの認識強化に努力しております。当社の最高意思決定機関である取締役会は毎月開催し、必要に応じて機動的に臨時取締役会が開催され、重要な経営事項の審議・決定ならびに各取締役の業務遂行を監督してまいりました。また、四半期毎に全取締役が参加するコンプライアンス委員会を開催し、企業倫理と法令順守の徹底を図り、コンプライアンス経営の実践を目指しております。さらに、グループ経営会議を毎週月曜日に開催し、取締役会のメンバー並びに執行役員、議題の関係者が出席し、業績の現状、業務の遂行状態の報告、あるいは方針を伝える場となります。監査役会は、監査に関する方針を定め、監査役の報告に基づき協議をし、監査意見を形成してきました。また、常勤監査役は取締役会およびグループ経営会議に出席し、経営の透明性・客観性・適法性をチェックするとともに、必要に応じて意見を述べてまいりました。さらに当社は代表取締役社長直属の内部統制・監査室を設置しており、監査計画ならびに代表取締役からの指示に基づき、当社全体の業務運営が適法かつ社会的責任を踏まえた上で執行されているか監査を行っております。

以上のように、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を通じた企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

III. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要

(1) 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式等の買付またはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」という）がなされる場合に、買付等を行う者または提案する者（以下「大量株式取得者等」という）に対し、①事前に大量株式取得者等から当社に対して十分な情報が提供され、②当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量株式取得者等との交渉を行っていくための手続きを定めています。

(2) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

大量株式取得者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、

当社は、大量株式取得者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が大量株式取得者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）をその時点の全ての株主様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って大量株式取得者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、大量株式取得者等が有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

〈独立委員会委員〉

社外監査役：神谷俊一

社外有識者：千住憲夫

社外有識者：福井秀剛

2. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相応性確保の原則）を全て充足しています。また、本プランは経済産業省・企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主様のために大量株式取得者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより継続されております。

また、本プランには、有効期間を3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主様のために

本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

大量株式取得者等が出現すると、独立委員会は当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、大量株式取得者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日残高	7,178,109	4,280,379	2,738,812	△185,743	14,011,557
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△132,429		△132,429
親会社株主に帰属する当期純利益			76,524		76,524
自己株式の取得				△1,179	△1,179
自己株式の処分				508	508
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△55,904	△670	△56,575
2019年3月31日残高	7,178,109	4,280,379	2,682,907	△186,413	13,954,982

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換 算定 勘定		
2018年4月1日残高	70,840	6,535	649	14,089,582
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△132,429
親会社株主に帰属する当期純利益				76,524
自己株式の取得				△1,179
自己株式の処分				508
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	23,324	1,051	21	24,398
連結会計年度中の変動額合計	23,324	1,051	21	△32,176
2019年3月31日残高	94,165	7,587	670	14,057,405

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………10社

(2) 連結子会社の名称……………サガミレストランズ株式会社、味の民芸フードサービス株式会社、株式会社サガミマネジメントサポート、株式会社サガミフード、サガミインターナショナル株式会社、SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD.、BANGKOK SAGAMI CO., LTD.、NADEERA GLOBAL CO., LTD.、VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY、SAGAMI ITALIA S. R. L.

(注) 1. サガミレストランズ株式会社は2018年10月1日に株式会社ディー・ディー・エーから商号変更いたしました。

2. SAGAMI ITALIA S. R. L. は2018年12月21日付で新規設立したことにより、連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、「SINGAPORE SAGAMI PTE. LTD.」「BANGKOK SAGAMI CO., LTD.」「NADEERA GLOBAL CO., LTD.」「VIETNAM SAGAMI JOINT STOCK COMPANY」「SAGAMI ITALIA S. R. L.」の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

b. 時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産……当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、建物並びに2016年4月1日（リース資産を除く）以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法
なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法
なお、10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法を採用しております。
- b. 無形固定資産……定額法
（リース資産を除く）
なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法
- c. リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース取引開始日が2009年1月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

④ 株式給付引当金

役員等株式給付規程に基づく、当社グループの取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による連結会計年度末要支給額を計上しております。

4. 表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を、当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額
及び減損損失累計額 14,770,762千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 26,501,784株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 149,922株

(注) 当連結会計年度末日の自己株式数には、株式給付信託(BBT)導入のため設定した資産管理サービスタrust銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式133,200株が含まれております。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	132,429千円	5.00円	2018年3月31日	2018年6月29日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金668千円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日以後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	132,425千円	5.00円	2019年3月31日	2019年6月28日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金666千円が含まれております。

5. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については、主に銀行借入によっております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、経理規程等に従い、適切な期日管理および残高管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に上場株式であり、業務上の関係を有する取引先の企業であります。これらは、発行体等の信用リスクおよび市場価格、為替、金利の変動リスクにさらされております。当該リスクについては、経理規程等に従い、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

差入保証金は、主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、経理規程等に従い、適切な期日管理および残高管理を行うとともに、管理部が個別に定期的なモニタリングを行うなどしてリスク軽減に努めております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位 千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,833,473	4,833,473	—
(2) 受取手形及び売掛金	336,354	336,354	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	642,950	642,950	—
(4) 長期差入保証金	1,714,059	1,721,304	7,245
資産計	7,526,837	7,534,082	7,245
(1) 支払手形及び買掛金	698,716	698,716	—
(2) 未払金	1,789,939	1,789,939	—
(3) 長期借入金	1,654,442	1,670,118	15,676
負債計	4,143,098	4,158,774	15,676

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期差入保証金

これらは出店に伴う差入保証金であり、時価は将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは主に短期間で決済または納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	50,867千円

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,833,473	—	—	—
受取手形及び売掛金	336,354	—	—	—
長期差入保証金	515,200	751,299	383,173	64,385
合計	5,685,028	751,299	383,173	64,385

(注4) 金銭債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	348,060	1,190,382	116,000	—
合計	348,060	1,190,382	116,000	—

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループでは、当社営業エリア内において、賃貸商業施設等（以下「賃貸等不動産」という）を所有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は39,992千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であり、売却損益及び減損損失はありません。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
942,654千円	△2,890千円	939,764千円	786,674千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度増減額のうち、減少額は減価償却費（2,890千円）であります。
 3. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等に基づいた金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	533円42銭
2. 1株当たり当期純利益金額	2円90銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は149,620株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は149,922株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(減損損失に関する注記)

当社グループは収益の改善計画及び店舗の閉鎖計画を勘案し、バランスシートの健全化を図るため、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。
当社グループは減損損失を把握するにあたっては、原則として店舗別にグルーピングを実施し、当連結会計年度において減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しておりますが、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めない店舗について零として評価しており、正味売却価額は、土地については不動産鑑定評価額等により評価し、その他の売却や転用が困難な資産については売却価額を零として評価しております。

減損損失の対象となった資産は以下のとおりであります。

用途	店舗 「びんむぎ」「濱町」「かつたに」他
種類	建物及び構築物、機械装置、器具及び備品、その他
場所	「びんむぎ」セレオ八王子店、「濱町」湘南台店、「かつたに」一宮尾西店他

減損損失の内訳は、建物及び構築物247,102千円、機械装置29,350千円、器具及び備品6,331千円、その他45,177千円、合計327,962千円であります。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約および定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間または建物の耐用年数（主に20年）と見積もり、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.137%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	408,877千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	103,291千円
時の経過による調整額	2,398千円
資産除去債務の履行による減少額	△9,091千円
見積りの変更による増加額	16,817千円
期末残高	522,294千円

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額16,817千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は16,817千円減少しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2018年4月1日残高	7,178,109	4,280,379	378,933	1,972,508
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△132,429
当期純損失				△195,517
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△327,946
2019年3月31日残高	7,178,109	4,280,379	378,933	1,644,561

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2018年4月1日残高	△185,743	13,624,187	70,840	13,695,027
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△132,429		△132,429
当期純損失		△195,517		△195,517
自己株式の取得	△1,179	△1,179		△1,179
自己株式の処分	508	508		508
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			23,324	23,324
事業年度中の変動額合計	△670	△328,617	23,324	△305,292
2019年3月31日残高	△186,413	13,295,570	94,165	13,389,735

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ) 子会社株式……移動平均法による原価法

ロ) その他有価証券

① 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

② 時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・貯蔵品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産……定率法（ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備（リース資産及び構築物は定額法）

を除く）なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法

なお、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法を採用しております。

ロ) 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法

ハ) 長期前払費用……定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ニ) リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が2009年1月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

3. 引当金の計上基準

イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

ハ) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

ニ) 株式給付引当金

役員等株式給付規程に基づく、当社の取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』の適用に伴う変更)

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を、当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

及び減損損失累計額 11,372,266千円

2. 保証債務等

子会社である株式会社サガミフードの一部の仕入債務につき債務保証を行っております。当事業年度末における当社の保証債務残高は、7,629千円となっております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,257,463千円

長期金銭債権 677,000千円

短期金銭債務 52,356千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 1,491,969千円

仕入高等 3,041,462千円

営業取引以外の取引高 3,397千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

149,922株

(注) 当事業年度末日の自己株式数には、株式給付信託(BBT)導入のため設定した資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式133,200株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、減価償却限度超過額等であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る注記(借主側)

① リース資産の内容

有形固定資産

器具及び備品であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	サガミレストラン株式会社	100	資金の貸付 不動産の賃貸 経営指導 役員の兼任	資金の貸付(注1)	300,000	短期貸付金	—
				資金の回収(注1)	528,314	長期貸付金	—
				不動産の賃貸(注3)	927,749	未収入金	167,804
				経営指導(注4)	149,113	未収入金	28,887
子会社	味の民芸フードサービス株式会社	100	資金の貸付 不動産の賃貸 経営指導 役員の兼任	資金の貸付(注1)	300,000	短期貸付金	240,000
				資金の回収(注1)	130,000	長期貸付金	340,000
				不動産の賃貸(注3)	67,727	未収入金	11,135
				経営指導(注4)	29,937	未収入金	5,960
子会社	株式会社サガミフード	100	資金の貸付 食材の購入 不動産の賃貸 経営指導 役員の兼任	資金の貸付(注1)	200,000	短期貸付金	24,000
				資金の回収(注1)	15,000	長期貸付金	337,000
				食材の購入(注2)	2,783,704	買掛金	489
				不動産の賃貸(注3)	55,030	未収入金	10,298
				経営指導(注4)	2,088	未収入金	404

(注1.)資金の貸付利率については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

(注2.)取引価格については、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額には消費税を含んでおりません。

(注3.)取引価格については、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。

(注4.)経営指導料は、各社の売上的一定割合を收受しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	508円11銭
2. 1株当たり当期純損失金額	△7円41銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は149,620株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は149,922株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(減損損失に関する注記)

当社は収益の改善計画及び店舗の閉鎖計画を勘案し、バランスシートの健全化を図るため、当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は減損損失を把握するにあたっては、原則として店舗別にグルーピングを実施し、当事業年度において減損損失を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しておりますが、使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めない店舗について零として評価しており、正味売却価額は、土地については不動産鑑定評価額等により評価し、その他の売却や転用が困難な資産については売却価額を零として評価しております。

減損損失の対象となった資産は以下のとおりであります。

用途	店舗 「和食麺処サガミ」他
種類	建物、構築物、機械装置、器具及び備品、 その他
場所	「和食麺処サガミ」町田金井店、「和食麺 処サガミ」金沢文庫店、「和食麺処サガミ」 いずみ中央店他

減損損失の内訳は、建物及び構築物153,534千円、機械装置15,085千円、器具及び備品4,258千円、その他16,195千円、合計189,073千円であります。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約および定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間または建物の耐用年数（主に20年）と見積もり、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.137%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	334,267千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	72,483千円
時の経過による調整額	2,397千円
資産除去債務の履行による減少額	△8,532千円
見積りの変更による増加額	8,424千円
期末残高	409,040千円

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額8,424千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の税引前当期純利益は8,424千円減少しております。